平成２４年（フ）第４０４号
埼玉県川越市諏訪町21番地２　ＧＲＡＣＥＭＡＹ203号室
債務者　中山　　絵
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４０５号
埼玉県川越市大字的場1914番地１　フォーブル富田Ａ―201号室
債務者　青木　祥敬
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４２８号
埼玉県所沢市花園２丁目2344番地の14　花園コーポ201
債務者　吉田　　勝
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４３２号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目27番17―402号若葉グリーンプラザ八番館
債務者　田中　邦夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５６４号
千葉県八千代市萱田1057番地　八千代ＴＹプラザＢ棟308号
債務者　加藤　秀雄
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５６９号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目28番11号ジュネス本郷202号
債務者　齊藤　健一
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５９２号
千葉市稲毛区小仲台９丁目５番15号ハツネコーポ101号
債務者　中野登貴子
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３１号
千葉県市川市新浜１丁目22番23号　パレスエメラルド105号
債務者　千葉　和明
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６３３号
千葉県船橋市大穴北１丁目23番24号
債務者　菅原　和美
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５１号
千葉県八千代市大和田366番地４ノリタケ第１ハイツ205号
債務者　佐伯美津枝
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６７１号
千葉県市川市宮久保１丁目１番22―302号宮久保第一マンション
債務者　渡部　寛子（旧姓相馬）
1　決定年月日時　平成24年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１１２２号
名古屋市北区西味鋺４丁目557番地　西あじま荘Ｔ１棟302号
債務者　小栗　麗子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７号
愛知県刈谷市小垣江町泥障10番地７　マンション楓201号、前住所愛知県安城市古井町大久後38番地２　大和レジデンス安祥107
債務者　北川　房雄
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８号
三重県多気郡多気町相可1830番地　ポン・プラータＢ―203号室
債務者　村田　　学
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第３１号
滋賀県長浜市法楽寺町278番地50
債務者　古澤　智美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
高知県吾川郡いの町波川1962番地　201
債務者　岡村　健二
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
高知地方裁判所破産係